

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

# ご 注 意 ！ 布団の処分や点検を口実にした 強引な訪問販売

### <事例>

「処分してもよい布団はないか」と業者が訪問に来たので、押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に上がり込んで押し入れを開け、羽毛布団などを勝手に出し、「このままではだめになってしまうので、リフォームしたほうがよい」と強引に勧めてきた。仕方なく、20万円の契約をしてしまった。高額過ぎて支払えない。(80代女性)

### 【トラブルに遭わないためのポイント】

- ・業者が訪問してきても、安易に家の中に入れないようにしましょう  
家の中に入れてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- ・事業者の訪問は、1人で対応せず、家族や周りの人に同席してもらいましょう
- ・クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります  
※クーリング・オフのはがきの書き方などは、消費生活センターのホームページにも記載しています

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

### ～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)

### 【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課  
消費生活センター  
〒380-0835  
長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぷら座 4 階  
電話 026-224-5777  
FAX 026-223-1818